

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 行方不明者がいる場合の遺産分割

Q : 父が死亡しました。相続人は子供4人ですが、次男は3年ほど前に家を出たままその消息がわかりません。

このような場合、遺産分割協議はどうしたらよいのでしょうか。

A : 財産管理人を設置して、その財産管理人に遺産分割協議に参加してもらうことになります。

【解説】

いわゆる不在者については、民法上の制度として、不在者の財産管理の制度と失踪宣告の制度があります。

失踪宣告は、不在者の生死が7年間明らかでないとき、利害関係人が家庭裁判所に請求することによって、失踪の宣言を得ることができ、その結果、同人は死亡したものとみなされることになります。ご質問では、行方不明になってから約3年間ということですので、失踪宣告の申立てをすることはできません。

このような場合には、財産管理人を設置して、その財産管理人に遺産分割協議に参加してもらう方法をとることになります。家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、行方不明者のために財産管理人の選任をしてくれますので、相続人ら利害関係者は、速やかに家庭裁判所への申立てを行ってください。どのような人が財産管理人になるかは問題ですが、一般には申立時に候補者をあげておくと、家庭裁判所が当事者との関係や不在者の財産管理にふさわしい人物かどうかの審問をしたうえで、その選任を行います。

